

化学療法を受けられる方へのご案内

- 当院には、専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、化学療法を実施している患者さんからの電話等による緊急の相談等に、24時間対応できる連絡体制を整備しています
- 化学療法中の患者さんの急変時等の緊急時に入院できる体制を整備しています
- 当院では、実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を年3回開催しています。委員は化学療法に携わる診療科の医師の代表者（それぞれの診療科ごとに1名以上）及び、業務に携わる看護師、薬剤師等により構成されています